

第8章

計画の推進に向けて

1 計画の推進にあたって

本市は、これまで就学前児童数の増加や保育需要への適切な対応を図るため、「保育緊急5か年計画（改訂版）」や、「かわさき保育プラン」の事業推進計画に基づく認可保育所の整備により、平成23年度からの3年間で4,000人を超える定員増や多様な保育サービスの充実を図ることを中心として、保育サービスの充実を図ってきました。

都市部へ人口が集中し、低年齢（0歳から2歳）児を中心とした保育所の利用などの子ども・子育て支援サービスの利用ニーズは多様化しており、待機児童や児童虐待の増加等の子育てを取り巻く社会問題は、大都市等における共通の課題となっています。

子育てを取り巻く環境が変化する中、子ども・子育て支援サービスの利用ニーズは、就学前児童数の推移や働き方の多様化など、社会状況の変化に大きく影響を受けています。

また、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の実施に向け、国において、保育制度を含めた子ども施策全般にわたる新たな制度として検討が進められています。

計画の推進にあたっては、すべての子どもの育ちが等しく保障され、子育てする家庭の選択が尊重されるよう、国の制度改正や本市の社会状況の変化、さらには子育てを取り巻く環境の変化に適切に対応しながら、国の待機児童解消加速化プラン・保育緊急確保事業の支援メニューを積極的に活用することで、本市の最優先課題である待機児童ゼロを目指すとともに、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な導入に向けた取組を進めます。

2 計画の推進体制

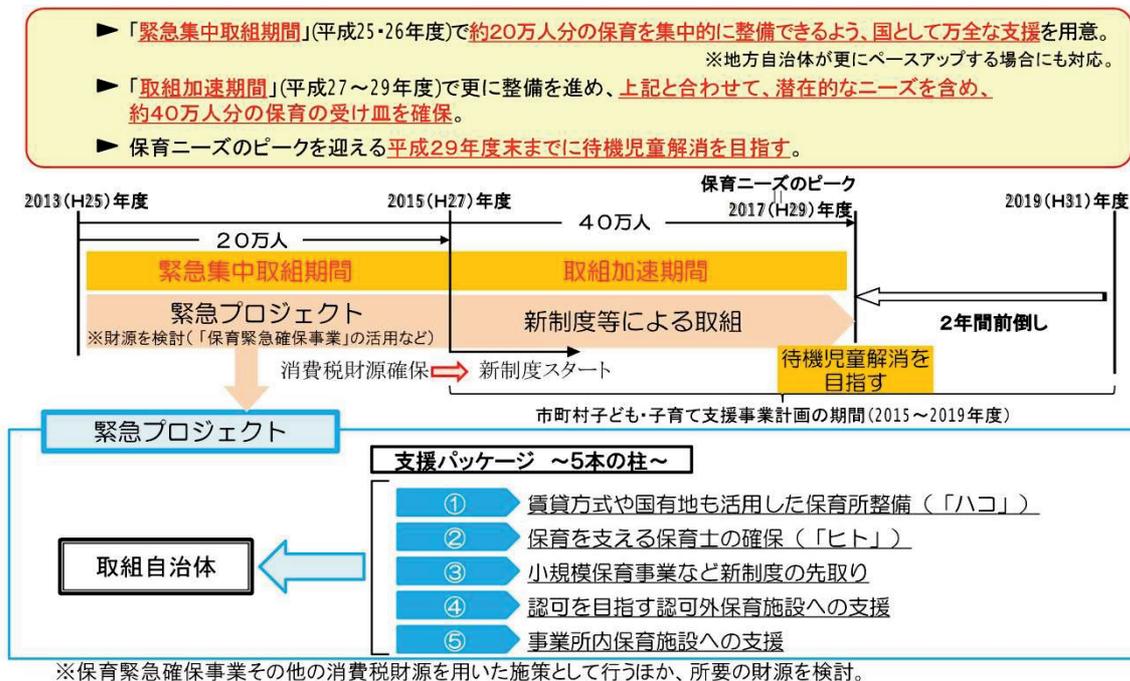
本市では、これまでも保育環境の整備などを本市の重点的な課題として捉えて、庁内の関係局・区との連携や川崎市児童福祉審議会での審議等を踏まえ保育施策を推進してきました。

この計画の推進にあたって、本市の社会状況の変化に適切に対応しながら計画の進捗管理を行うため、市民・こども局こども本部を中心として、庁内の関係局・区で構成する「川崎市保育施策庁内推進本部」において調整することにより、全庁的な対応を図るとともに、川崎市児童福祉審議会や川崎市子ども・子育て会議からの意見・評価を踏まえながら、“子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき”の実現を目指した取組を推進していきます。

参考 ▶▶▶ 【国の待機児童解消加速化プランと保育緊急確保事業について】

1 待機児童解消加速化プラン

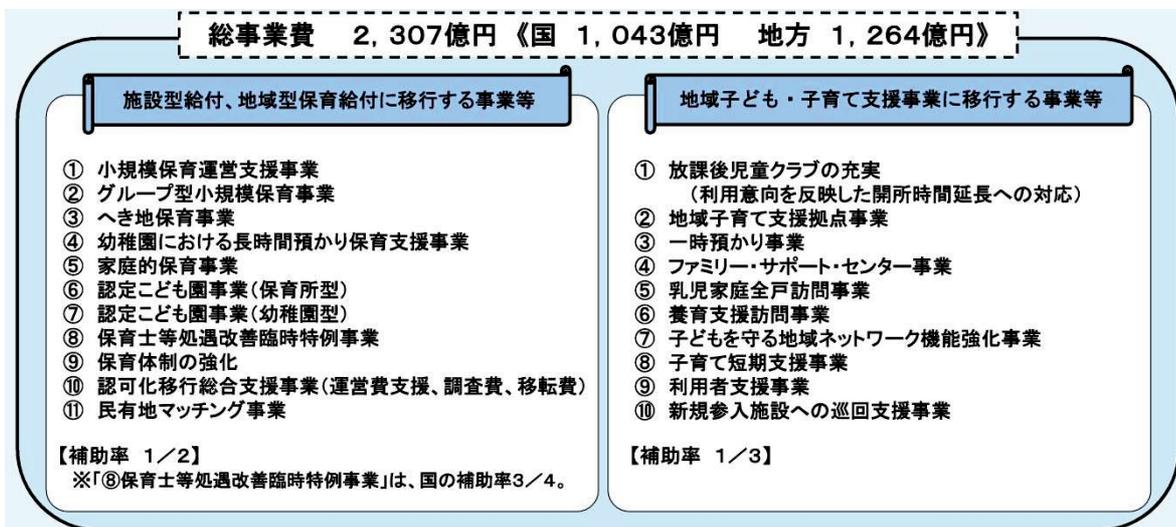
待機児童解消に向け、子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月）を待たずに、地方自治体に対し支援策を講じるものです。



2 保育緊急確保事業

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、地方自治体に対し、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援するものです。

子ども・子育て支援法附則第10条により特定市町村(待機児童が50名以上いる市町村)は、実施義務が課されています。



「待機児童解消加速化プラン」

本市が実施する事業	内容	摘要
(1) 保育所等の整備事業		
①保育所緊急整備事業	改修費等 待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助するものです。	10か所 予定
②賃貸物件による保育所整備事業	改修費等 賃借料 保育所を整備するにあたり、賃貸物件による保育所の設置に要する費用を補助するものです。	15か所 予定
⑤家庭的保育改修事業	家庭的保育事業を推進するため、その実施場所にかかる改修に要する費用及び賃借料の一部を助成し、また、家庭的保育者に対して行う研修や家庭的保育者になる際に必要となる知識を習得するための研修の実施に要する費用の一部を補助するものです。	
⑥認可化移行総合支援事業 (※A型整備費(改修費、賃借料補助))	認可保育所又は認定こども園への移行を希望しており、かつ、認可保育所の設備及び職員配置に関する基準を満たす見込みのある認可外保育施設に関し、設備整備及び改修整備等に要する費用等を補助するものです。	12か所 予定
⑧小規模保育設置促進事業	小規模事業の実施にあたり、賃貸物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用の一部を補助するものです。	17か所 予定
(2) 保育士確保対策等		
①保育士研修事業	保育士の専門性の向上と質の高い人材を安定的に確保するため、研修や保育士人材確保のための取組を行うための事業の実施に要する費用の一部を補助するものです。	
④保育士・保育所支援センター開設等事業(政令・中核市)	潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行うセンターの開設及び運営に要する費用の一部を補助するものです。	
⑤認可外保育施設保育士資格取得支援事業(政令・中核市)	認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援するため、養成学校等の受講料及び受講する保育従事者の代替に伴う雇上費の補助を行うものです。	
⑥家庭的保育研修事業	家庭的保育事業、グループ型小規模保育事業及び小規模保育事業に従事する者の研修に参加するために必要な費用を補助するものです。	

「保育緊急確保事業」

本市が実施する事業	内容	摘要
(1) 施設型給付、地域型保育給付に移行する事業等(国1/2、県1/4、市町村1/4)		
小規模保育運営支援事業	利用定員6人以上19人以下の認可外保育施設について、子ども・子育て支援新制度では地域型保育給付の対象となることから、一定の基準を満たす施設に対して、運営費の補助を行うものです。	川崎認定保育園 38か所 予定
グループ型小規模保育事業	保育士又は研修により市が認めた家庭的保育者が、保育所等と連携し、自身の居宅等に置いて複数の家庭的保育者と協力しながら9人以下(補助者がいる場合は15人以下)の就学前児童を保育するために必要な経費の補助を行うものです。	家庭保育福祉事業(共同型) 11か所 予定
幼稚園における長時間預かり保育支援事業	幼稚園を11時間以上にわたり開園し、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに幼稚園の園児のうち希望者を対象に教育活動等を行う私立幼稚園に対し、運営に要する費用の補助を行うものです。	私立幼稚園6か所 予定
家庭的保育事業	保育士又は研修により市が認めた家庭的保育者が、保育所等と連携し、自身の居宅等に置いて3人以下(補助者がいる場合は5人以下)の就学前児童を保育するために必要な経費の補助を行うものです。	家庭的保育事業(居宅型) 25か所 予定
認定こども園事業(幼稚園型)	幼稚園型認定こども園の保育所機能部分等に関する事業に要する費用の補助を行うものです。	認定こども園2か所 予定
保育士等処遇改善臨時特例事業 (※補助率・国3/4、県1/3、市町村1/8)	保育士の処遇改善のため、保育士等の平均勤続年数に応じた加算率により私立保育所に対する運営費を上げさせる仕組み(保育所運営費の民改費)を基礎に上乗せ相当額を私立保育所に対して交付するものです。	私立保育所176か所 予定
認可化移行総合支援事業(運営費支援)	認可保育所又は認定こども園への移行を希望しており、かつ、認可保育所の設備及び職員配置に関する基準を満たす見込みのある認可外保育施設に関し、運営に要する費用等を補助するものです。	12か所 予定
認可化移行総合支援事業(調査費)	認可外保育施設が認可保育所又は認定こども園へ円滑に移行することを支援するため、個々の施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直しを行うための費用を補助するものです。	36か所 予定
民有地マッチング事業	保育所整備等の促進のため、土地等所有者と保育所を運営する法人等のマッチングを行うための経費の補助を行うものです。	広告掲載費、広報費用
(2) 地域子ども・子育て支援事業に移行する事業等(国1/3、県1/3、市町村1/3)		
地域子育て支援拠点事業	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対処するため、地域子育て支援センターにおいて、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行うための費用を補助するものです。	地域子育て支援センター 保育所併設型21か所(公営1、民営20) 児童館型26か所(民営) 単独型6か所(公営)
一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業に対する補助を行うものです。	55か所 予定
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を行うために要する費用を補助するものです。	4か所 予定
利用者支援事業	保育所、認定こども園、幼稚園や子育て支援に関する事業等の利用について情報収集を行うとともに、子どもや保護者から、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するために要する費用を補助するものです。	